

# EUDRとPEFC認証

～PEFC認証原材料/製品はEUDRをクリアーできるか～

# EUDRの背景

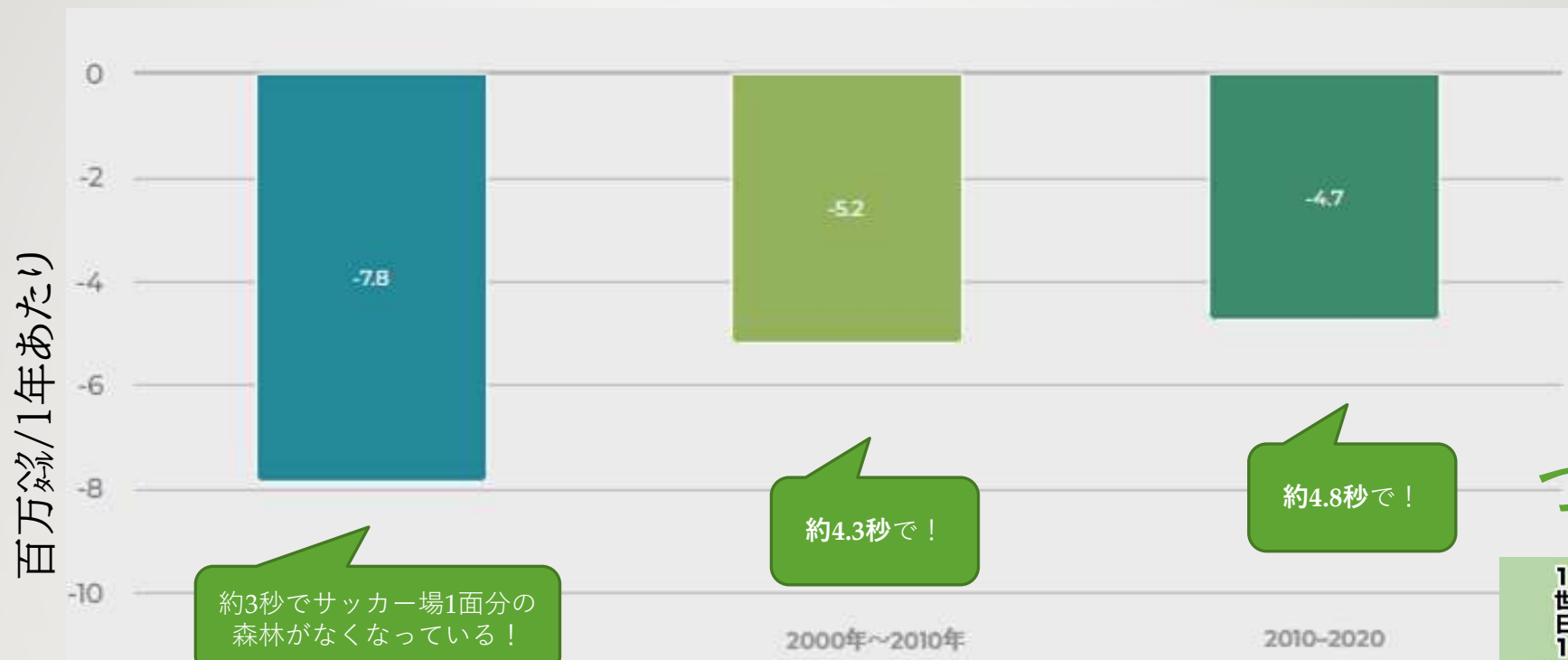


様々な木製品、紙などの原料を提供  
炭素を吸収、蓄積して、地球温暖化を防ぐ  
生息する動植物の、生態系の多様性を保全  
土壌の浸食、災害を防ぎ、水源を確保  
林業で働く人々に仕事を提供  
私たちの心と体をいやす

# 世界の森林は減少



## 年間森林面積の純変化、1990～2020年の10年ごと (出典：FAO)



約3秒でサッカー場1面分の森林がなくなっている！

約4.3秒で！

約4.8秒で！

780万畝 = ナゴヤドーム162万5千個分！

100万8千個分

98万個分

つまり...

1990-2020年の間に世界の森林面積は日本国土の約5倍にあたる1億7800万ha減少した

# EUDR の目的

IPCCによると、

- 人為的な温室効果ガスの23%は農業、林業、その他土地利用によるとしている
- トータルの排出量の約11%が森林の減少による

EUDRの目的

deforestation-freeの製品の消費の促進、EUの世界の森林に対するインパクトを減らす

ことにより、

森林減少による温室効果ガスの発生を抑制するとともに生物多様性の保全に貢献

# EUDRの主な内容


EU市場に出荷及びEUからの輸出される産品及び製品に関するオペレーター及びトレーダーに対するDDSの義務化

## 対象産品

- 木材、大豆、牛肉、パームオイル、ココア、コーヒー、天然ゴムの7品目
- 及びこれら由来の加工品（木材関連では、例えば家具）

## 認められる条件は

- deforestation-freeである（2020年12月31日以降）
- 生産国の関連法令に違反していない
- DDSが実施されている



# オペレーターとトレーダー

オペレーター: 関連製品を市場に出す(最初に利用可能とする)者

トレーダー: 関連製品を市場に入手可能とするオペレーター以外のサプライチェーン上の者

# DDSの実施とそのステートメント

EU市場に出荷する製品については、

- その製品が森林減少あるいは森林劣化(プランテーションへの転換等)の土地由来のものではないことの確認を含む[DDSステートメント](#)
- その製品が人権及び先住民の権利を含み関連法制に違反していないことの確認が求められる。

DDSの内容:①原産国、樹種等に関する情報→②リスク評価→③リスクの低減措置

①については生産地(木材であれば、伐採箇所)の[地理的な位置](#)(緯度、経度など)に関する情報が必要

(EUが低リスクと認めた国からのものについては、①だけの簡略DDSが認められる)

国別の[「高リスク」、「低リスク」、「標準リスク」](#)の分類(森林減少・劣化の速度、農地の拡大率、関連製品の生産動向等を考慮)は2024年12月30日までに公表

オペレーター等によるDDSステートメント記録する[中央情報システム](#)は2024年12月30日までに構築される予定



# 生産国の関連法規

- 土地使用権
- 環境保護
- 森林管理、生物多様性の保全を含む森林関連規則（木材伐採に直接関連する場合）
- 第三者の権利
- 労働者の権利
- 国際法の下で保護されている人権
- 先住民族の権利に関する国際宣言に定められた者を含む、自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意（FPIC）の原則
- 税、腐敗防止、貿易および関税規則

# リスク評価

(オペレーターは少なくとも毎年リスク評価を文書化)

## 主な項目

- 森林破壊、劣化の状況
- 先住民の存在、協議、関連する製品に対する権利の主張の有無
- 情報の出所の信頼性
- 汚職、法執行、人権の侵害等の有無
- 関連するサプライチェーンの複雑性
- 根拠のある懸念の有無
- 認証その他第三者検証スキームによる情報の有無

# EUDR 適用のイメージ

トレーダー  
DDSステートメント



オペレーター  
DDSステートメント

EU向け製品のサプライチェーン



# EUDRの発効

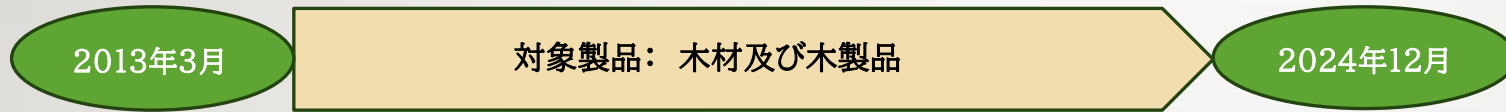
- 2023年6月
- 移行期間 18ヶ月（中小規模事業者は更に6ヶ月）

# 罰則

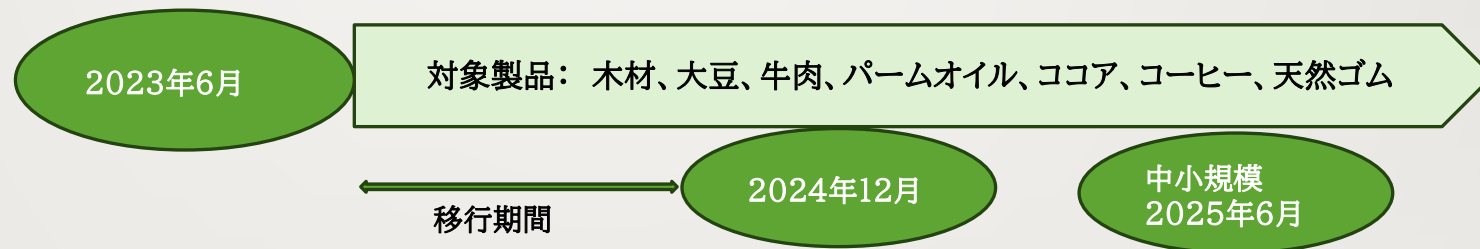
- 罰金 最大、年間総売上の24%
- 没収 オペレータ及び/またはからの関連製品及び関連製品の取引から得た収益
- 公共調達からの除外 最大12ヶ月間
- 関連製品の市場への出荷及び輸出の禁止
- 簡略化デューデリジェンスの禁止
- 欧州委員会のウェブサイトにおける公表

# EUTRとEUDRの関係

## EUTR



## EUDR



[参考]

## EUTRの主な要求事項

事業者は、輸入業者ごとの木材または木材製品の各種類に対し、デュー・デリジェンスを実施しなければならない(第2条第1項)。

開示しなければならない情報は以下のとおりで(第3条);

- ・製品の商標および種類、樹種の一般名、一般名が曖昧な場合は正式な学名
- ・木材の伐採国、またその国内でも違法伐採のリスクが地域で異なる場合はその地域レベルの情報、またその国内または地域内でも違法伐採のリスクが伐採区画で異なる場合はその伐採区画の情報
- ・数量(体積、重量または単位数)
- ・事業者が納品した業者の名称および住所
- ・木材及び木材製品が納入された先の取引業者の名称及び住所
- ・その木材及び木材製品が適用法を遵守していることを示す文書その他の情報

# PEFC認証原材料/製品はEUDRをクリアーできるか

PEFCが要求するDDS



## DDSの5つの要素





## リスク評価 – 指標のリスト

PEFC ST2002：2020 表1: 極小リスクの指標

表1の指標が適用される場合 = 極小リスク 表1の指標への相当が確認できない場合、表2、表3に移動



表 2 及び表 3 : 重大リスクの指標

もし、これらの指標のどれかに該当する場合、組織は対象の原材料が問題のある出処に由来する「重大リスク」を有すると見做さなければならない。重大リスクの場合、ステップ 3 : リスク管理に基づき対処する必要がある

# 重大リスクの指標

指標	ガイド
a i-iv) 森林管理に関し適用される地方、国内、または国際法に準拠しない活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>- i-iv は指標の要素 a) それ故すべて適用.</li> <li>- If CPI&lt;50 or WJP&lt;0.5</li> </ul> 他の代替指標についてはPEFC評議会の事前の了承が必要 <a href="mailto:technical@pefc.org">technical@pefc.org</a>
b) 収穫のレベルが長期的に持続可能な比率を超えている	<ul style="list-style-type: none"> <li>- <b>FAO</b>以外の例: <a href="#">STIX</a>, <a href="#">UNECE forest data</a>, <a href="#">EEA</a>, <a href="#">Forest Trends</a></li> </ul>
c) 生物多様性の維持、保全に貢献しない行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>- EPI スコア &lt; 50</li> <li>- <a href="#">EPI</a> 生物多様性の範囲</li> </ul>
d) 生態的に重要な森林が特定されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 同上</li> </ul>
e) 森林保全 – 森林地域のネットでの減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 参照データ: <a href="#">FAO STAT</a>, <a href="#">WRI</a>, <a href="#">Global forest watch</a></li> </ul>
f) 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 情報源: <a href="#">BWI</a>, <a href="#">ILO Stat</a>, <a href="#">Amnesty Intl</a>, <a href="#">Universal Human Rights Index</a>, <a href="#">Human Rights Watch</a></li> </ul>
g) 先住民族の権利に関する国際連合宣言の精神にそぐわない行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 実証的研究</li> </ul>
h) 紛争木材	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 紛争が起こった場合、次をチェックすることが推奨される</li> </ul> <a href="#">UNGA special emergency session resolutions</a> . <a href="#">World Bank fragile state list &amp; fragile state index</a> .



## 表2 a) 合法性

### 問題のある出処の要素:

- i. 森林管理に関する適用されている地域、国、または国際法に準拠しない活動

### 指標:

- i. その国に関する最新の国際透明性機構 (TI) 腐敗認識指数 (CPI) のスコアが50未満、または同国の最新のワールド・ジャスティス・プロジェクト (WJP) 法の支配指数が0.5未満
- ii. 森林統制や法執行のレベルが低いと認識されるその国/地域



## 表2 a)合法性

### 問題のある出処の要素:

a) 森林管理に関し適用される地方、国内、または国際法に準拠しない活動

### 指標:

- iii. 原材料/製品に含まれる樹種が、その国/地域において「問題のある出処」(a)または(b)に該当する行為が横行する樹種として知られている
- iv. 当該国が、森林および森林外樹木産品の輸出入を規制する国際連合、EU又は関係国の制裁の対象となっている



## 表 2- b) 製品に関する長期的見通し

### 問題のある出処の要素:

- b) 木材、非木質林産物およびさまざまなサービスを提供する森林の能力が持続可能な形で維持されない、または伐採の水準が長期的に持続可能な水準を超える活動

### 指標:

- i. FAO森林資源評価などの公的に入手可能なデータによると、原産国/地域の産業用丸太の年間伐採量が、年間生長量を超えている

## 表 2 – c) 生物多様性及びd) 生態的に重要な森林地域

### 問題のある出処の要素:

- c) 森林管理において、景観、生態系、種または遺伝子レベルにおける生物多様性の維持、保全、または強化に寄与しない活動
- d) 生態学的に重要な森林地域が特定、保護、保全、または確保されていない活動

### 指標:

- i. その国の「生物多様性と生息地」に関する環境パフォーマンス指数（EPI）スコアが 50 未満。EPI 指数が存在しない場合は、問題のある出処の要素 c および d に対処する法律など、他の指標を利用することは可能。信頼できる法律執行の証拠（TI CPI >50、または WJP RoL >0.5）との組み合わせ



## 表 2 – e) 森林転換

問題のある出処の要素:

e) 正当な状況以外で森林の転換が行われる活動

指標:

- i) FAO が提供するような公的に入手可能なデータや情報によると、その国/地域は、最近 10 年間で森林面積の純損失が 1% を超えていることが確認されている
- ii) FAO が提供する公開データや情報によると、その国/地域では、森林から植林地へ転換した純面積が、その国/地域における森林面積の増加を超えている

出典: FAO STAT, WRI, Global forest watch





## 表 2 – f) 労働における基本原則と権利

問題のある出処の要素:

*f) 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998)の精神にそぐわない行為*

指標:

*i. 実証的な研究により、当該国において、労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998)が尊重されていない*

出典: BWI, ILO Stat, Amnesty Intl, Universal Human Rights Index, Human Rights Watch

## 表 2 – g) 先住民族



問題のある出処の要素:

**g) 先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007)の精神にそぐわない行為**

**Indicator:**

**実証的研究により、当該国において、先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007)の精神が満たされていない行為**



## 表 2 – h) 紛争木材

### 問題のある出処の要素:

#### h) 紛争材

### 指標:

当該国/地域が、例えば、脆弱国家リスト(Fragile State List)など一般公開のデータソースによって武力紛争が横行する国/地域とされている

*紛争が発生した場合には、UNGA の特別緊急会議決議を確認することをお勧める。世界銀行の脆弱国家リストと脆弱国家インデックス*



## 表 2 – i) 遺伝子操作樹木

問題のある出処の要素:

### i) 遺伝子操作樹木

指標:

公開されているデータによると、遺伝子組み換えされた森林および森林外の生物が、その国/地域で生産され、市場に出荷されている



## 表3-サプライチェーンにおける可能性

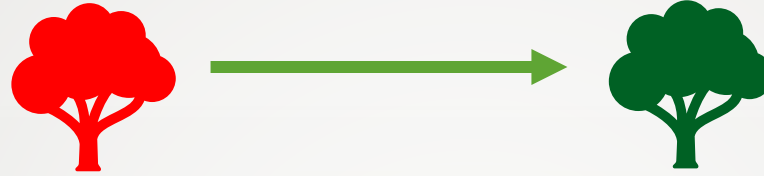
### 指標:

- a) 当該製品が取引された国/地域が不明である
- b) 当該製品に含まれる樹種が不明である
- c) 当該サプライチェーンの中でいずれかの企業による「問題のある出処」に関する違法行為の証拠がある

# 重大リスク供給品の管理

- 3段階の検証プログラム:
  - 1) サプライチェーンの特定
  - 2) 現場検査
  - 3) 改善措置

# リスクの管理



- 一般事項



- 組織が重大なリスクのある原材料を特定したが、PEFC CoCに基づいて供給を継続したい場合は、リスクを管理を行う必要がある。
- リスク評価により、重大なリスクのある特定の領域を明らかになった場合、供給者は、組織がリスクのレベルを重大なレベルから極小レベルに修正できるように、追加情報を提供する必要がある
- リスク評価の一環として重大であると特定されたリスクに対しては、リスク軽減策を適用する必要がある

# EUDRの主な要求事項とPEFC認証制度の要求事項

	EUDR	PEFC
Deforestation-free	地理的情報（緯度、経度） 2020.12.31以降の森林転換由来の木材の禁止	樹種、原産地（国、地域、コンセッション）情報へのアクセスの確保 2010.12.31以降の一定条件（国の施策など）以外の森林転換由来の木材の禁止
生産国の関連法令に違反していない	確認情報	DDSでチェック
DDS	DDSの実施（人権、先住民族の権利を含む） （年に一度システムの見直し）	DDSの実施（人権、先住民族の権利をカバー） （供給品の特徴、供給地域の情勢に変化があった場合）



# EUDRとPEFC認証リスク評価の比較

EUDRの主な項目	PEFCにおける重大リスク指標 (ST2002:2020 付属書1 )	
森林破壊、劣化の状況	表2 指標 森林資源関連 b) i、 c)、 d) i、 e) i, ii	○
先住民の存在、協議等	表2 指標 先住民 g) i	○
情報の出所の信頼性	2.1, 2.2	○
汚職、法執行、人権の侵害等の有無	表2 指標 腐敗、ガバナンス、人権 a) i, ii, iii, iv、 f) i	○
関連するサプライチェーンの複雑性	表3 サプライチェーンにおける重大リスク 指標	○
根拠のある懸念の有無	付属書1 4 根拠のある懸念への対応	○
認証その他第三者検証スキームによる情報の有無	PEFC認証/製品出あれば該当	—

# PEFCのEUDRの評価

- EUDRはEUTR の要求事項に追加的な要求事項を加えたもの
- PEFCはEUTRには適合しており、EUDRとの関連で、更なる強化が必要なところとして、人権、森林の地理的な情報、deforestation-free、が挙げられるものの、
- PEFC認証原材料/製品は組織にとって、EUDR上大きなアドバンテージ、
- つまり、deforestation-freeと合法性の面で十分な情報を備えている